

豊かな対話から人を大切にした 魅力的な事業者へ

～障がい者差別解消への取り組みに向けて～

法律では、事業者(企業やお店など)の障がい者差別解消の取り組みを求めています。

障害者差別解消法が施行されたことはご存知でしょうか。

この法律は、行政だけではなく、事業者にも関係のある法律であり、企業規模の大小に関わりなく守らなければなりません。

法律では、「不当な差別的取扱い」の禁止や、障がいのある人が社会の中で生活していく上での環境を整えていくことや、合理的配慮(障がいのある人からの申し出に応じた必要な工夫及び調整)の提供を行うことが求められています。

現代社会では、事業者の利益を優先させるだけではなく、人を大切にする=人権への視点のある経営が、顧客満足度を高め、社会的な信用の向上につながる鍵となっています。

事業者のイメージアップ戦略の1つとして、障がい者に対する差別解消など人権に対する配慮が欠かせない時代が到来しているのです。

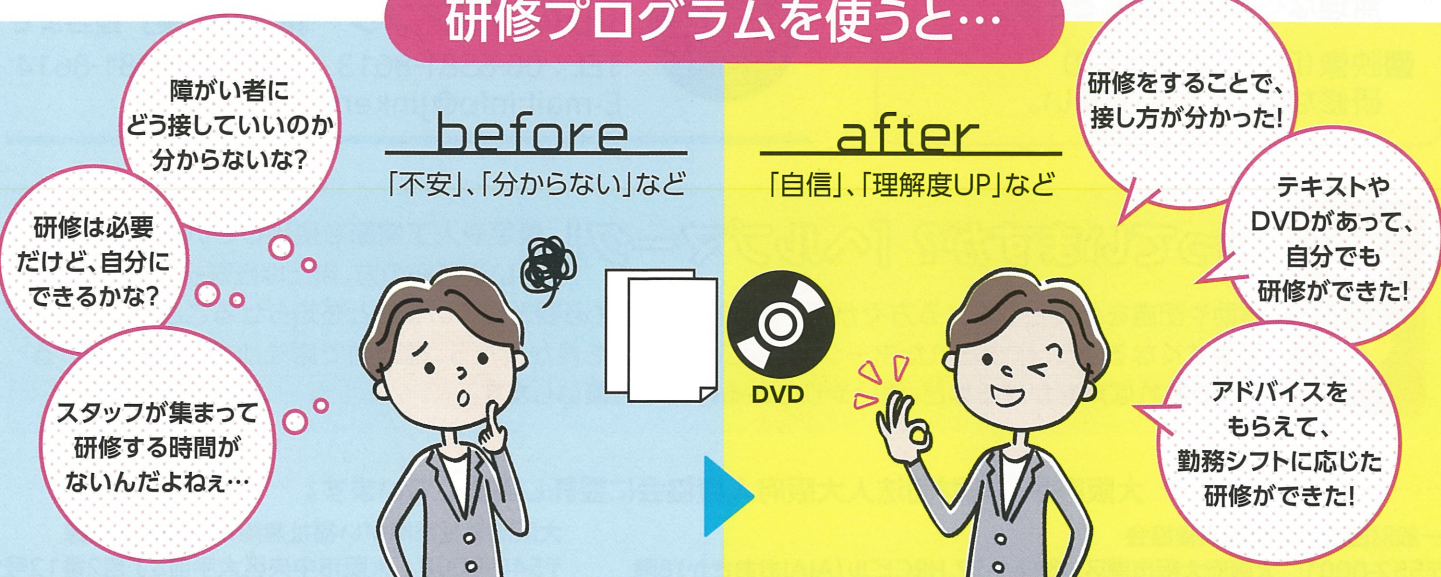
では、どのようにすればより魅力的な事業者にならっていくのか、5つのステップをご紹介します。

- Step 1** まず、障がい者差別は法律で禁止されていることを知る。
- Step 2** どんな法律なのか、何をすべきなのかを知ろうとする意欲を持つ。
- Step 3** 法律の内容、何が差別になり、どんな取り組みができるかを研修する。
- Step 4** 研修内容を自社の営業活動に反映させていく。
- Step 5** 定期的に取り組の点検を行い、課題とその改善策を考え、継続的に実践する。

でも、どのように研修すればよいのか不安ですね。

そこで、大阪府が**研修プログラム**(研修教材)を作成しました。

研修プログラムを使うと…



※大阪府作成の研修プログラムの詳細については裏面をご覧ください。

大阪府作成教材の概要

～状況や段階に応じて学ぶことができます。～

1 基本テキスト

「よく分かる障害者差別解消法」
コンパクトな文量で法律の中身を学べます。

2 参考資料

「障がい理解ハンドブックほんまおおきに!!
～ひろげようこころの輪～」

「分野別 合理的配慮等の事例」
(商品・サービス分野)

「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」
(第2版)解説編・事例編

3 DVD

映像で分かりやすく学べます。



基本編「よく分かる障害者差別解消法
～身につけよう 心の身だしなみ～」(12分15秒)

対応編「障がいのあるお客様との接し方
～外食の場面を中心に～」(21分45秒)

4 研修シナリオ例

進め方がていねいに示されています。

1・2・4 は大阪府のホームページでダウンロードすることができます。

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

3 DVDのみ有料です。(2,000円)※税別

※DVDの販売に関しては、株式会社アステムにお問い合わせください。 TEL:06-6242-6681 FAX:06-6242-6631

教材の いいところ を ピックアップ!!

- 大阪府が作成したものだから
安心、信頼の教材。
- 研修をしたことがない人や
話すことが苦手な人でも大丈夫!
- 法律の専門家じゃなくても大丈夫!
- 多様な働き方に合わせて
無理なく研修に導入できる。
- 映像(DVD)を使っ
ての研修なのでわかりやすい。

研修の実施に関する相談は

- ・研修を実施するための企画や内容を考える際の
アドバイスが受けられます。
- ・研修後、継続的な研修の実施に向けたアドバイスが
受けられます。
- ・必要に応じて、適切な研修講師の紹介を受けられます。



相談先

一般財団法人大阪府人権協会
「心のバリアフリー推進事業」担当まで
TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614
E-mail:info@jinken-osaka.jp



知っていますか?『ヘルプマーク』

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

一般財団法人大阪府人権協会
〒552-0001 大阪府大阪市港区波除4-1-37 HRCビル(AIAIおおさか)8階
HP: <http://www.jinken-osaka.jp/>

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号
TEL:06-6944-6271 FAX:06-6942-7215